

## 【先行事例：東京都立高校の校則見直し】 ★「ブラック校則」が疑われる6つの類型を提示

### 1 目的

令和4年度から、全ての都立高等学校等は、新学習指導要領の実施とあいまって、各校が策定した教育活動の指針となるスクール・ポリシーに基づき、生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを推進

- ・新学習指導要領においては、課題を見いだし、主体的に考え、多様な立場の人と協働的に議論し、納得解を生み出す活動を重視
- ・スクール・ポリシーの策定に当たっては、教職員や生徒等の関係者が参画して、検討を進めることが重要

▶ 各校が教育活動を通じ資質・能力を育成する過程において守るべき学習や生活上の決まりである校則等に対する生徒の理解を深め、自分たちのものとして守っていく意識や姿勢を身に付けることができるよう、教職員や生徒、保護者等が話し合うなど、自己点検を実施

---

### 2 校則に関する自己点検の取組及び結果 (取組期間：令和3年4月～12月)

(1) 校則の点検の実施

話し合いの  
機会等の設定

校内で点検

校長による改訂

(2) 教職員や生徒、保護者等が話し合う機会の設定

(事例) ・生徒会役員が教員と校則について意見交換

- ・保護者会において、担任等が保護者から校則について意見聴取
- ・職員会議等において、生徒の意見や社会の状況等を踏まえて教職員が校則について協議


(3) 点検の結果

(事例) ・生徒の意見を取り入れ、市販のベスト・カーディガンの着用も可能とした。

- ・生徒の実態に合わせて、頭髪指導に関する記載を削除した。
- ・生徒会役員が、他県の高校の校則を比較検討し、取組の参考にした。
- ・校則のない学校で、生活指導全般について教職員と生徒等が確認した。

【生徒の意見表明等による校則に関する自己点検の取組事例】

Google Formを活用して全校生徒の意見を聞こう！



「休み中の部活動前後は運動着で登下校」との要望について先生と意見交換しよう！

「市販のベスト着用」について生徒総会で話し合おう！

「髪染めが禁止の理由」を先生に聞いてみよう！

点検項目	令和3年4月	令和3年12月
生来の髪を一律に黒色に染色	7課程	0課程
「頭髪に関する届出(任意)」の提出	55課程	20課程
「ツーブロック」を禁止する指導	24課程	0課程
登校しての謹慎(別室指導)ではなく、自宅謹慎を行う指導	22課程	0課程
下着の色の指定に関する指導	13課程	0課程
「高校生らしい」等、表現があいまいで誤解を招く指導	95課程	0課程

**生徒が社会の一員として主体的に自校の校則について考え・守ることで社会参画意識を醸成**

### 3. 校則見直しの推進

#### 【観点①ルールの明示】

ホームページに何らかの校則等を掲載している中学校・義務教育学校は全20校中9校のみ(9/1現在)。

#### 【観点②曖昧な規定の存在】

- ・「中学生らしい」「長すぎない」「高すぎない」「華美でない」⇒ 教師の恣意的な解釈を招き、過度な指導につながる危険性がある。
- ・「下着は単色無地とする」⇒ シャツ類を指すとのことだが、ブラック校則として問題となったブラジャー類を含むようにも読み取れる。
- ・規定が存在しない事項や、規定と異なる内容で指導されていると思われる事例
- ・学校説明会での配布資料と入学後に配布される校則で、表現が異なっている事例

#### 【観点③合理性を欠く規定】

- ・特定の髪型の禁止 ⇒ ツーブロック、おだんご等。「ファッション性のある髪型」「自然な髪型でないもの」等、判断しようがない事例も。
- ・防寒着(コート・ジャンパー類)の着用不可 ⇒ 2校のみ(1校は今後検討予定)。体調管理の重要性等から、早急に変更すべき。
- ・靴や靴下の色を「白のみ」に指定 ⇒ 白でなければならない理由は？汚れが目立つとの声も。黒や紺を認める学校が増加中。
- ・「映画、プール、ボーリング場、ゲームセンター等、娯楽施設を利用する場合は保護者またはそれに代わる成人の同伴が必要」等。  
⇒ 中学生なら友達同士で出かけることも。生徒のプライベートに学校は干渉できるのか？教師による確認も困難で、規定が形骸化。

#### 【観点④学校指定品のあり方】

- ・カッターシャツ、ポロシャツ ⇒ 白なら市販品でOKとしている学校と、指定品を購入しなければならない学校が存在。
- ・防寒着 ⇒ コートやジャンパーを自由に着用できる学校と、指定のウィンドブレーカーしか認められていない学校が存在。
- ・水着、ナップサック、サブバック等 ⇒ 使用頻度が低いにもかかわらず、多くの学校で商品が指定されている。

#### 【観点⑤変更規定の不存在】

校則を変更する方法が明示されていない ⇒ 生徒会会則では「生活心得」「学校生活の決まり」等を守る、としか記載されていない例が多く、会則自体の変更規定は存在しても、校則(=生活心得・学校生活の決まり等)の変更について定めた規定は見当たらない。